

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	別表第一（第三条及び第四条関係） 表一
(略)	(略)	(略)	(略)
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）
存	存	存	存
(略)	(略)	(略)	(略)
表二（略）	表二（略）	表二（略）	表二（略）
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）
(略)	(略)	(略)	(略)
石綿障害予防規則	石綿障害予防規則	石綿障害予防規則	石綿障害予防規則
第三条第七項の規定による記録	第三条第七項の規定による記録	第三条第五項の規定による記録	第三条第五項の規定による記録
(略)	(略)	(略)	(略)